

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の次期申請システム（eMAFF 申請 2.0）への移行についての説明会について

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
薬事監視指導班

平素より動物薬事行政へのご協力ありがとうございます。

現在使用されている農林水産省共通申請サービス（eMAFF）について、動物用医薬品の業許可や個人輸入等に関する申請（別添）は 2026 年 10 月 22 日（木）に次期申請システム（eMAFF 申請 2.0）に移行します。つきましては、現行の eMAFF を使用されている事業者の皆様を対象に、eMAFF 申請 2.0 での申請手順や現行システムとの変更点等に関する説明会を実施いたします（動物用医薬品の承認申請等に関する説明会は実施されません）。

説明会は 9 月末から 10 月を目途に開催予定です。参加希望の方は、以下の Forms から 8 月 21 日（金） までにご応募をお願いいたします。日時等、詳細につきましては、Forms にご回答いただいた連絡先に改めて連絡いたします。

https://forms.cloud.microsoft/Pages/ResponsePage.aspx?id=_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TRENLCupPheBGpJpiqmYL8MhUQTZEM0U3VERSMIBQSIAYQ0xCRTdQMUXHSi4u

説明会の内容は、以下 URL で説明会の録画を公開予定です。説明会に参加できない方は録画をご視聴ください。

「[eMAFF に対応する薬機法の手続きについて：農林水産省](#)」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/eMAFF_yakuzi.html

なお、本説明会とは別に、農林水産省の中で、動物薬事申請を含む全制度の eMAFF 申請を所管しているデジタル戦略グループが、全制度共通のマニュアルや操作説明動画を、8 月下旬に公開する予定です。こちらもあわせてご利用ください。動画の URL は、上記の Forms にご回答いただいた連絡先にお送りいたします。

システムの移行に伴い、皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

【eMAFF 申請 2.0 への移行について】

現行の eMAFF 申請につきましては、2026 年 10 月 21 日（水） をもちまして受付を終了させていただきます。2026 年 10 月 22 日（木） 以降は eMAFF 申請 2.0 を使用していただきますようお願いいたします。

ただし、製造販売業、国内製造業、外国製造業及び修理業の新規申請及び更新申請についてはスケジュールが異なり、現行の eMAFF 申請の受付終了日並びに eMAFF 申請 2.0 での電子納付及び電子申請受付開始日は以下のとおりですので、ご注意ください。電子納付等が使用できない期間は、お手数ですが書面申請^{※1}をお願いいたします。

①新規申請（電子納付電子申請^{※2}・アナログ納付電子申請^{※3}ともに）：2026 年 9 月 2 日（水） まで

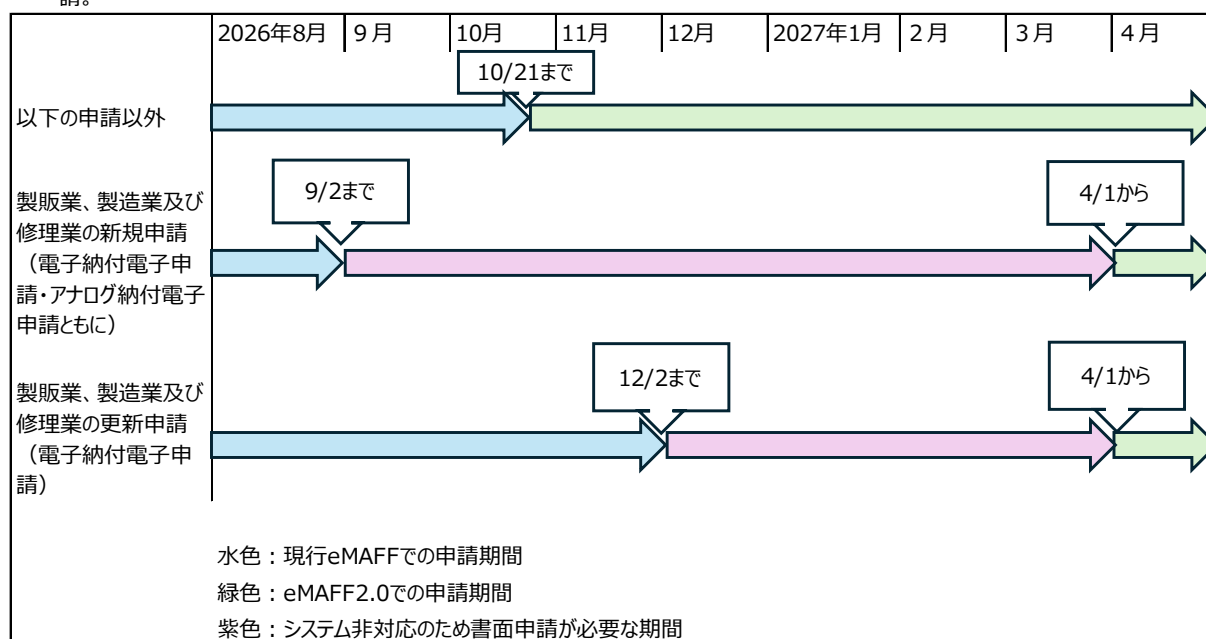
②更新申請（電子納付電子申請）：2026 年 12 月 2 日（水） まで

①・②の eMAFF 申請 2.0 での電子納付等受付開始日：2027 年 4 月 1 日（木） から

※1 書面申請：eMAFF は利用せずに、必要書類を書面で提出して行う申請。

※2 電子納付電子申請：電子納付を利用し、eMAFF によるオンライン申請を行う申請。

※3 アナログ納付電子申請：申請手続きは eMAFF で行うが、登録免許税・手数料の納付は現金納付又は収入印紙による納付で行う申請。



eMAFF 申請 2.0 での申請受付が可能な手続きは別添の表のとおりです。一部の制度については eMAFF 申請 2.0 から受付を廃止いたしますのでご注意ください。なお、富山県では販売業の eMAFF 申請を受け付けていないためご注意ください。（2026 年 7 月 31 日時点）

現行システムとの主な相違点は以下のとおりです。

- ・申請フォーム内で医薬品や医療機器等の種類を選択する形式にし、申請手続きを集約
- ・現行 eMAFF 申請で電子納付が可能な製造販売業、国内製造業、外国製造業及び修理業における新規及び更新申請について、アナログ納付申請の受付を廃止、電子納付申請のみに変更